

# 日本最大級の産廃ゴミ捨て場への搬入道路のご案内

(ゴミの街のシンボルとなる搬入道路の恐ろしい景観を一度想定して見よう)

2024. 5. 15

県産廃処分場費用差止請求訴訟 原告団

荒川照明 日立市台原町 2-10-10

携帯 090-9845-7019

助川靖平 鈴木鐸士 他 2 名

県は、梅林道路（県道 37 号）を搬入道路とし、日立セメント鉱山跡地であれば、208 億円で一番安価だとして産廃処分場候補地を選定した後に、諏訪地区住民の反対意見を理由にして、山側道路からの搬入道路追加の不当な計画変更を行った。これまでは、搬入道路の経路の地権者や周辺住民には、具体的な道路の位置や形態が知らされてなかったが、最近になって、「説明会資料（大久保地区）R6.3.17 茨城県」を入手できたので、その主要部を取りまとめてご紹介します。この搬入道路の異様な景観は、産廃ゴミ捨て場のシンボルとなり、取り分け多賀の街には厳しく悪影響を及ぼすはずで。皆様、産廃搬入道路の末恐ろしい景観を一度想定して戴き、諏訪地区住民以上の反対意見を立ち上げて、産廃ゴミ搬入道路を中止にして戴けますようお願いいたします。

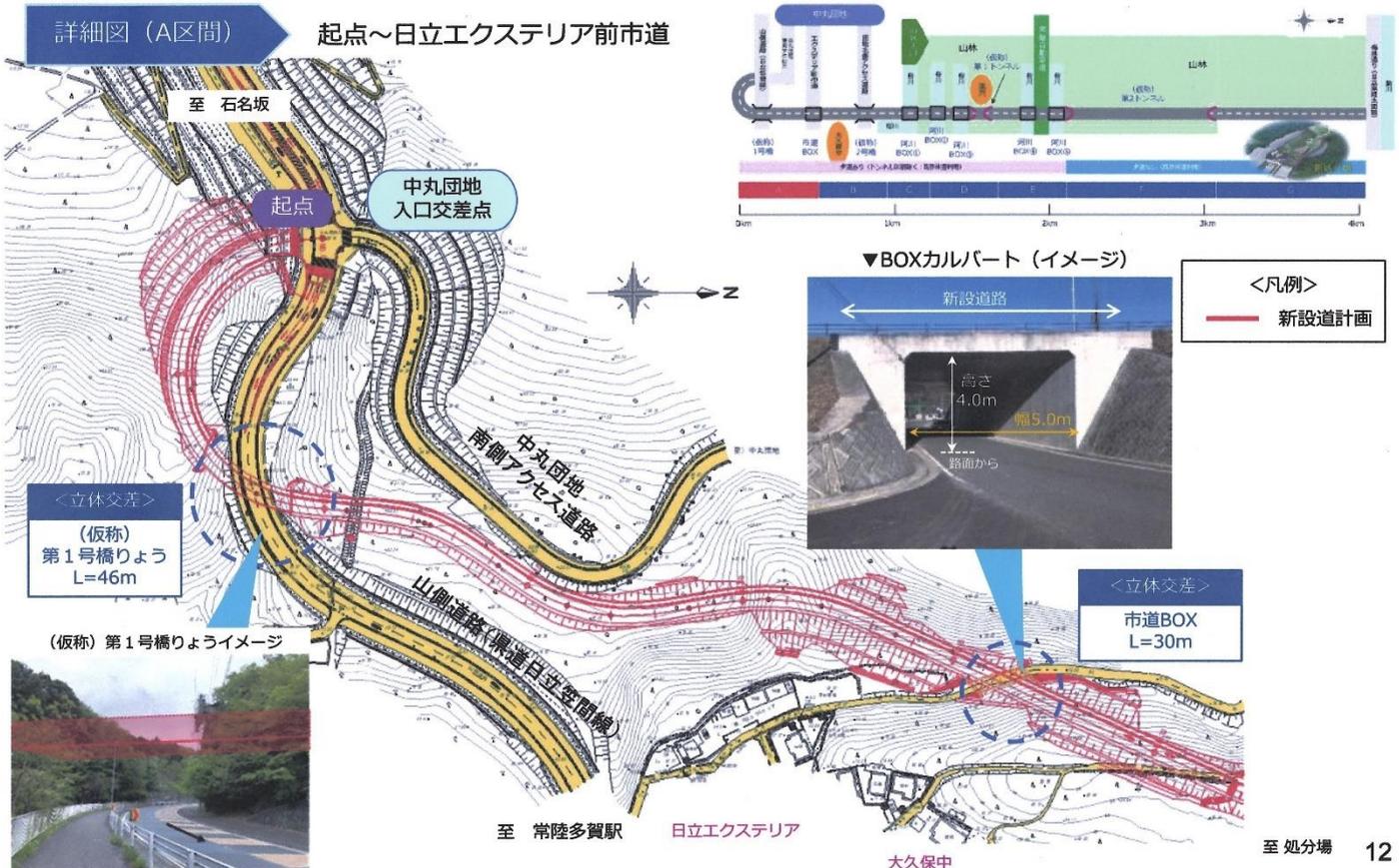
私どもは、県に対して唐津沢産廃処分場の危険性を訴えると共に、住民訴訟では、「豪雨時の広大な上流域からの洪水による重篤な危険性」および「候補地選定後の不当な搬入道路追加に伴う多額の県費無駄遣い（予想額 200 億円）」について提訴しています。洪水浸水に対する災害対策が皆無で大変危険な状況にあり、産廃処分場を造ったとしても使用不可能な状態であると言えます。

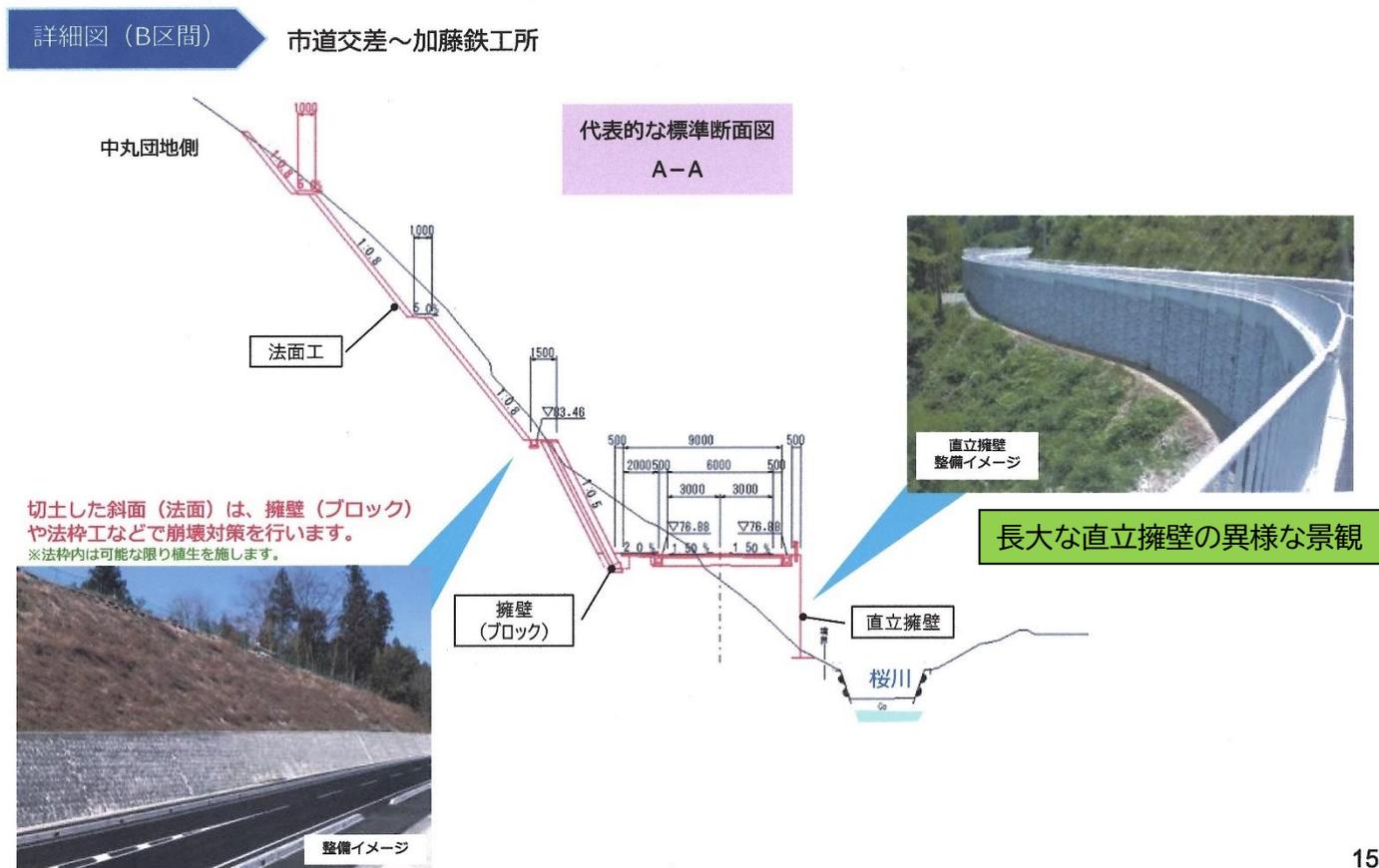
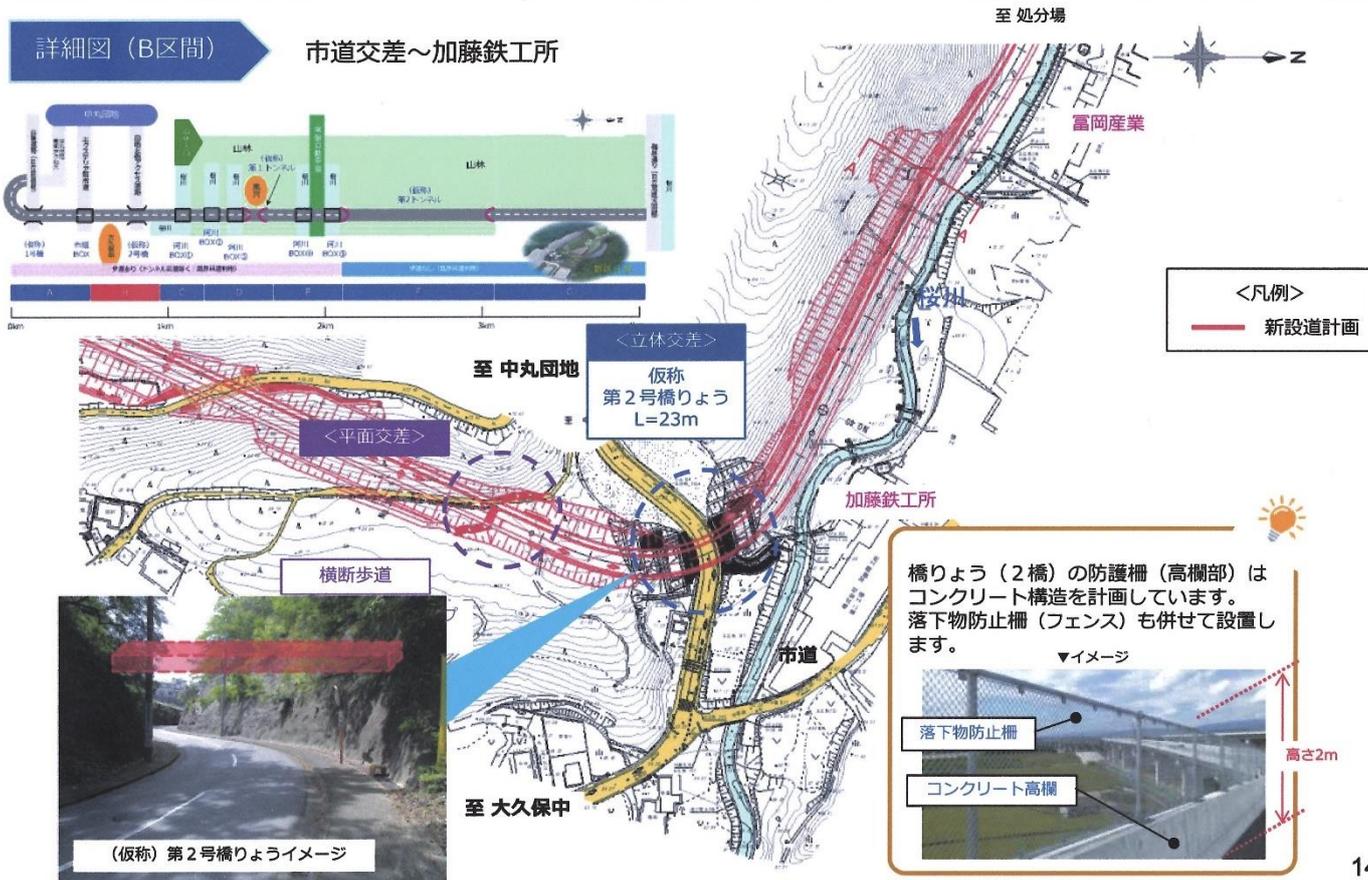




(山側道路から第1橋梁、第2橋梁、第1トンネル、第2トンネル経由で処分場に至る)

1-6 計画平面図と代表断面図 (1) 第1橋梁付近の搬入道路経路図





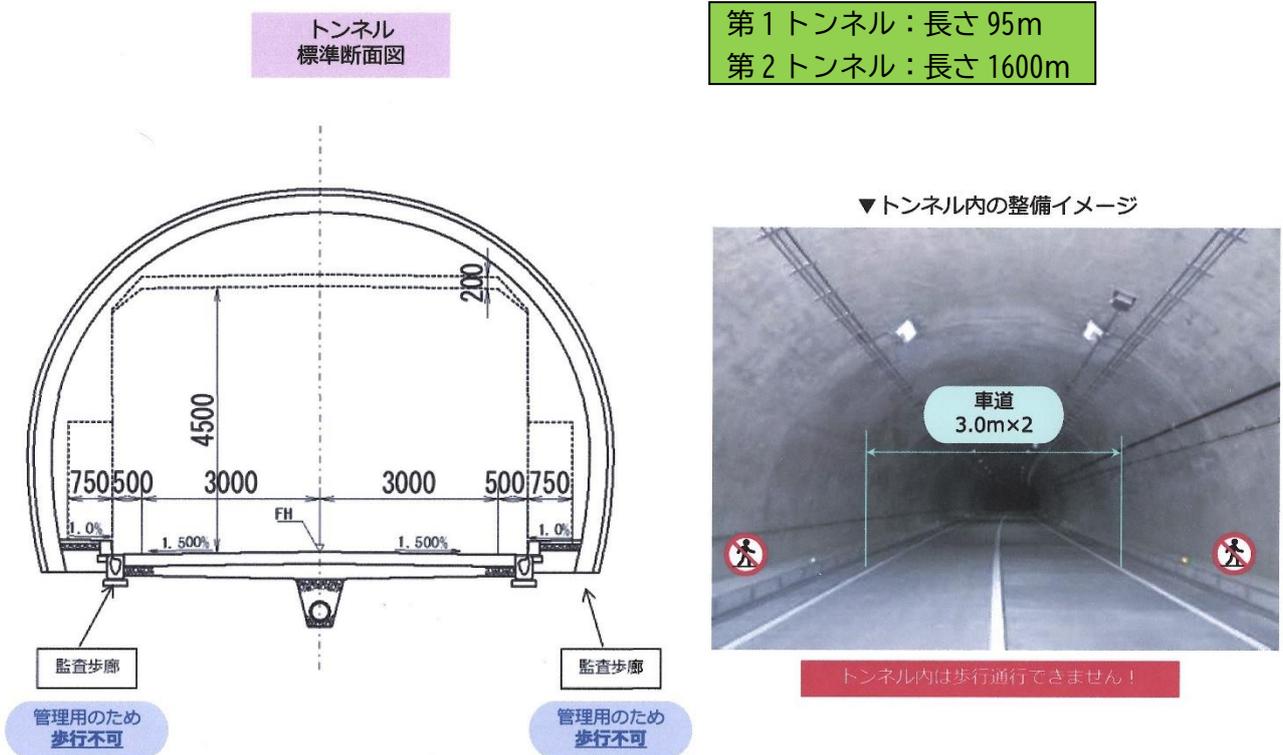
1 - 6 計画平面図と代表断面図 (4) 山林区域の搬入道路経路図

R6.3.17  
茨城県



1 - 6 計画平面図と代表断面図 (4) トンネル道路の形状・寸法

R6.3.17  
茨城県





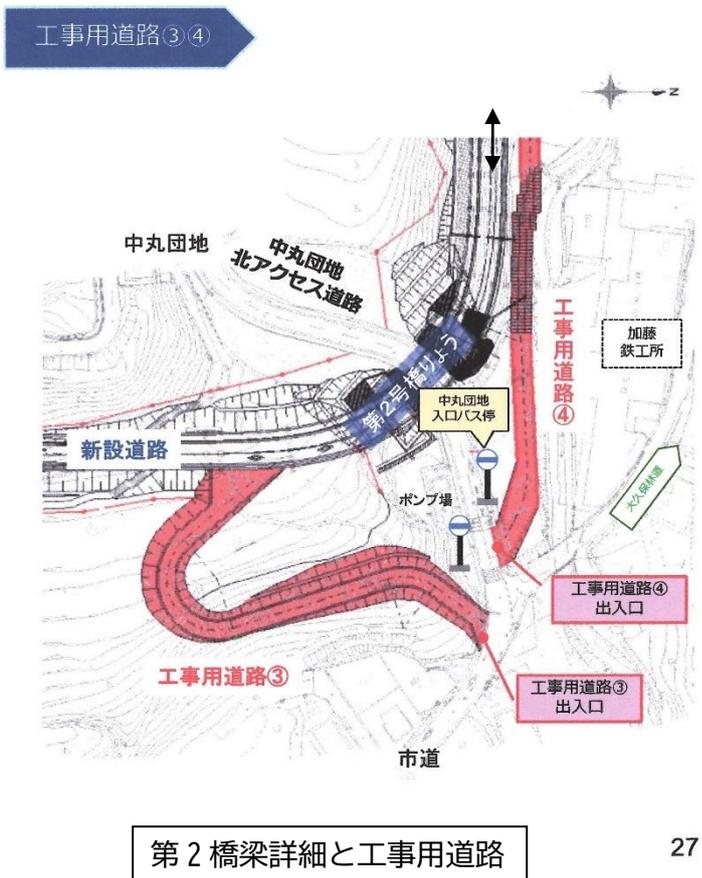
搬入道路入口付近の経路と路面標高

2-3 工事の着手【工事用道路】 搬入道路の第1橋梁と第2橋梁の詳細図

R6.3.17  
茨城県



第1橋梁詳細と工事用道路



第2橋梁詳細と工事用道路

## 搬入道路の問題について

処分場の選定基準では、1km以上の搬入道路の新設が認められないため、県は当初搬入道路に梅林道路を使用すれば安上がりだとして、まずは唐津沢を産廃処分場に選定した。その後になって、県は諏訪地区の住民から梅林道路を搬入道路にするのを反対されたからとの理由で、経路設計図がなく、概算見積りも無く、大久保地区住民の意見聴取も無いまま、山側道路からの搬入道路追加の不当な計画を決定すると言う前代未聞の不祥事が発生した次第です。

令和5年3月15日の整備調査特別委員会資料では、新設搬入道路には、大小二つのトンネルが設けられることが初めて知らされ、山側道路から搬入道路への入口は、長大で壮観な橋梁になることも知らされた。新設道路の計画概要は、延長：約4km、幅員：9m、概算事業費：120億円であるが、確定額ではないとのことから、最終的な工事費は予想額200億円を超えるでしょう。

これまで見てきたように、搬入道路は中丸団地の広大な台地の斜面を帯状に半周する実に壮大なものです。特に、第1橋梁および第2橋梁を巨大な産廃トラックが轟音と噴煙を上げて行き交う状況を見上げる景観は、誠に壮絶なものでしょう。この搬入道路の直下には、大久保中学校があり、現在の閑静な環境は悲惨なものに変えられてしまいます。また、末広町および大久保町の住宅街が隣接しており、これらの多賀地区の住環境への影響は計り知れません。黄砂は偏西風に乗ってゴビ砂漠から飛来しますが、産廃の粉塵と臭気は北風が吹くと直ちに多賀の街に飛来します。産廃ゴミの街との風評被害だけではなく、孫子の末代まで深刻な環境汚染の実害を被ります。

大久保地区住民からは、「新産業廃棄物最終処分場への搬入道路の変更に関する請願」紹介議員福地源一郎（令和3年6月1日）受理番号3年第1号が提出されている。議決結果は不採決とされたが、地域住民は搬入道路の計画を容認していません。もし当時に具体的な搬入道路の設計図を見せられておれば、大久保地区住民は、諏訪地区住民が反対表明した以上に強く、反対したはずです。また新設道路の場合にも拘らず、地権者の同意を得ること無く、計画を決定した県や市の暴挙は許し難い。多賀地区住民の皆様、今からでも決して遅くはありませんので、諏訪地区住民以上の反対意見を立ち上げて、産廃ゴミ搬入道路を中止にして戴けますようお願いいたします。

## 産廃処分場の洪水災害の危険性について

次頁の産廃処分場のイメージ図のように、埋立地（廃棄物槽）は、広大な谷間一杯に設置されるため、豪雨時に広大な上流域62haから流出される洪水流18.5m<sup>3</sup>/sは避けられず、廃棄物があれば廃棄物槽もろとも押し流されることになる。その下側に示す豪雨時洪水の展望には、同じ形状寸法の廃棄物槽に対応する、洪水流の動画解析結果の一場面を示す。流動開始から100秒後の洪水流の状況を示すが、水防法規定の降雨時（153mm/hr）における上流域からの激流は、搬入道路や側溝を流れることなく、ほぼ全部が廃棄物槽内を流下することが判ります。

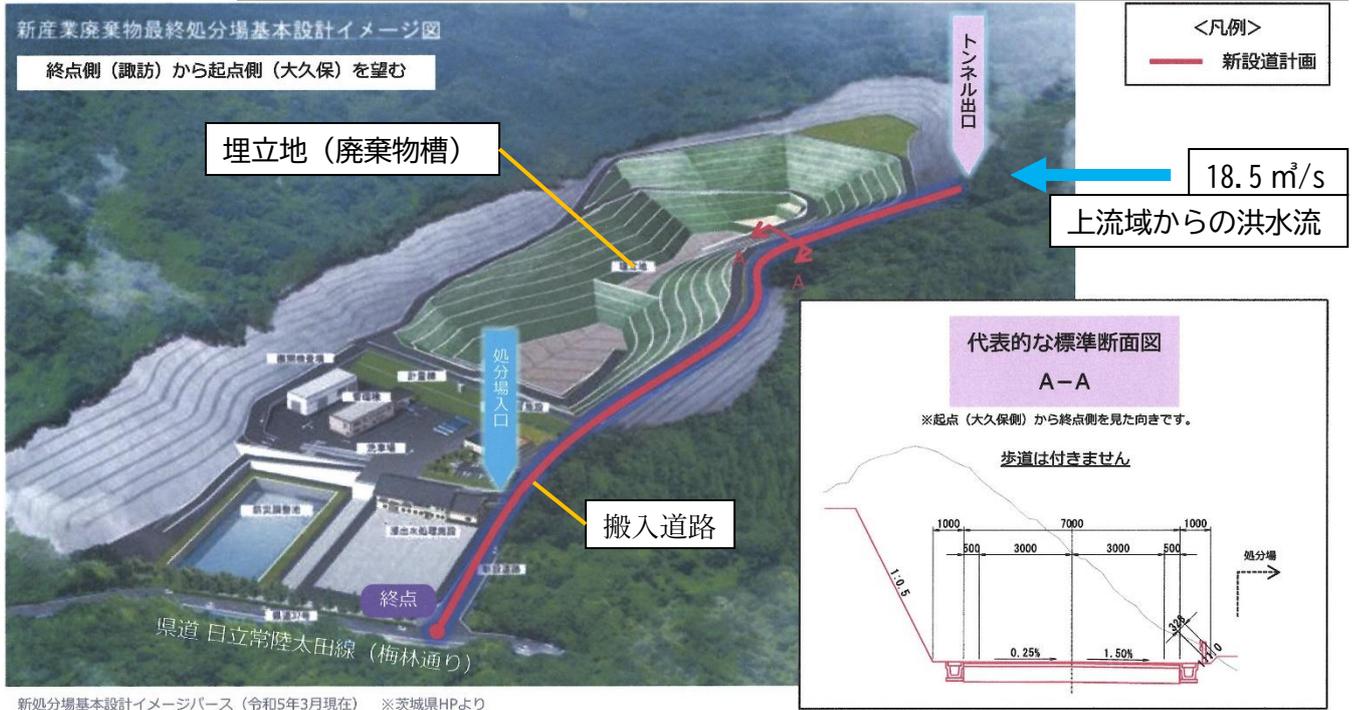
昨年9月の台風13号時には、1時間に93mm、1日間に282.5mmの降雨があった。この豪雨時には、当該上流域の下流端において流量約11m<sup>3</sup>/sの洪水が発生したと推測され、8頁の写真のように、大規模な地盤崩落（最大長さ約80m、最大幅約30m、最大深さ約7m）が発生した。この地盤崩落は、正に廃棄物槽設置予定位置で発生し、危険性を実証したが、県や市は今も唐津沢上流域からの激甚な洪水に対する防災対策を無視し続けて、無防備で大変危険な状況にあります。

このままで、廃棄物槽を造り、廃棄物を積み上げてしまうと、豪雨時には、槽もろとも廃棄物を押し流して、熱海の惨事の二の舞いになると懸念される。仮に造られてしまったとしても、洪水災害の危険性のため廃棄物貯蔵に使用不可であることを主張し、使用させないようにしたい。

概要図 (G区間)

第2トンネル出口～終点(県道 日立常陸太田線)

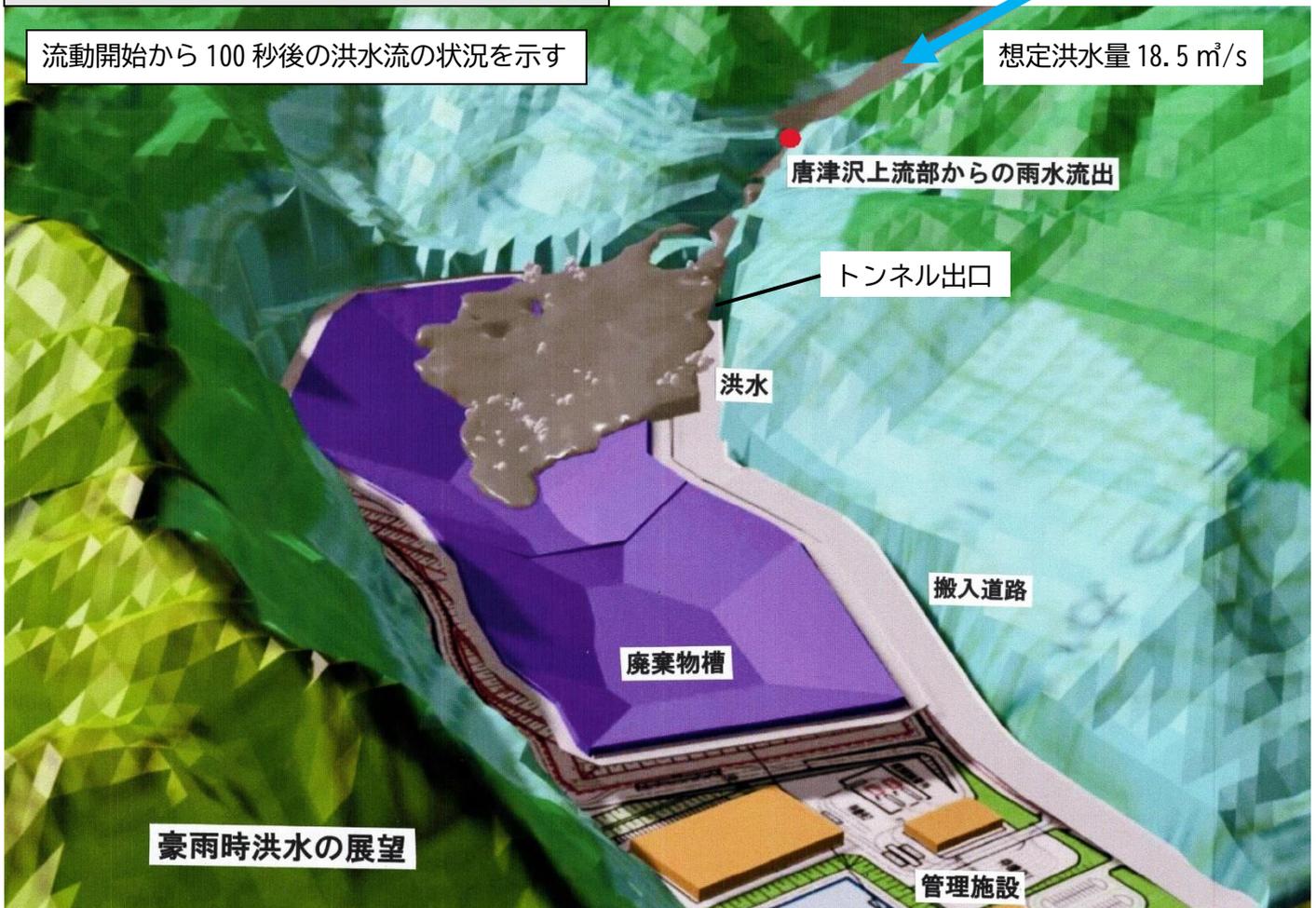
洪水浸水想定区域に相当する回避すべき場所であり、洪水災害の危険性が大である。



20

豪雨時洪水流の動画解析結果の一場面

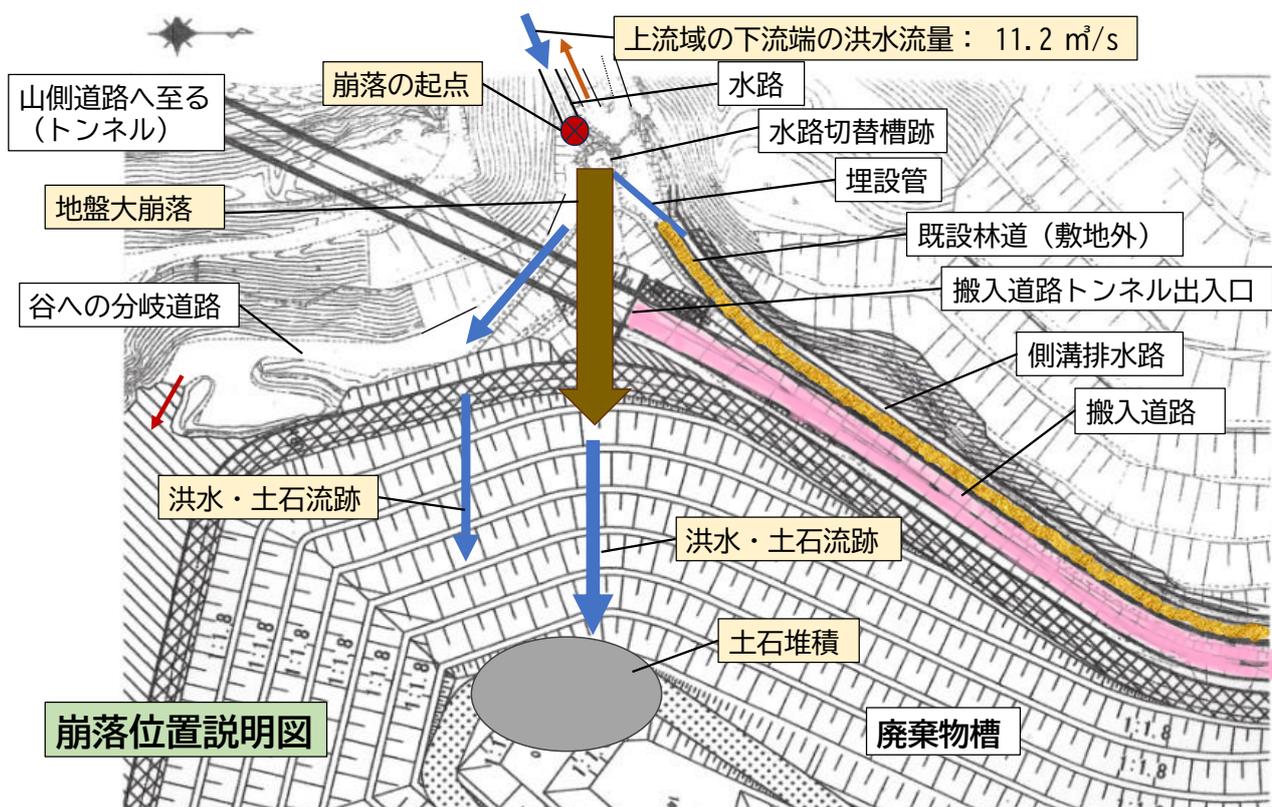
流動開始から100秒後の洪水流の状況を示す



台風 13 号洪水時の地盤崩落状況の空撮写真、および洪水流・地盤崩落位置と廃棄物槽設置位置の表示（洪水流による地盤大崩落は、正に廃棄物槽設置予定位置で発生し、危険性を実証したが、水災害対策が皆無であり大変危険な状況にある。造ったとしても使用不可能である。）



（広大な谷間一杯に、下図のように廃棄物槽を設置するため、洪水災害は避けられない。）



（もし施設が設置されていたら、廃棄物は廃棄物槽もろとも押し流されていたに違いない。）